

船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会設置要綱

(設置)

第1条 生物多様性基本法第13条の第1項に規定される「生物多様性地域戦略」(以下「戦略」という。)の改定を円滑かつ効果的に行うため、船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会(以下「調整会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戦略改定に係る調整及び連絡に関すること。
- (2) その他戦略改定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会は、会長、副会長その他の委員をもって組織する。

- 2 会長は環境部長の職にある者、副会長は環境政策課長の職にある者とし、委員は別表に定める者をもって充てる。
- 3 会長は、調整会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会の会議は、会長が招集する。

- 2 調整会の会議に、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 調整会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表

会長	環境部長
副会長	環境政策課長
委員	政策企画課長
	商工振興課長
	農水産課長
	都市計画課長
	公園緑地課長
	道路計画課長
	下水道河川計画課長